

保護取扱いに関する訓令の制定について

昭和48年12月27日
例規(防)第45号
警察本部長

〔沿革〕 昭和63年5月20日例規(警)第14号 平成6年12月27日例規(警)第23号
平成10年11月11日例規(主総)第25号 平成12年12月15日例規(生総)第46号
平成19年3月19日例規(生総)第22号 平成19年5月31日例規(留)第48号
平成22年3月31日例規(警)第12号 平成26年3月31日例規(警)第14号
令和3年6月24日例規(人安)第17号 令和8年4月6日例規(生総)第33号

各部長・参事官・所属長

今般警察官職務執行法等に基づく保護の取り扱いについて、保護取扱いに関する訓令(昭和48年本部訓令第23号)を制定したので、次の事項に留意のうえ、保護の取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)及び保護取扱いに関する訓令(以下「訓令」という。)第1条に掲げる関係法令の定めるところに従い、保護等の取扱いについては、細心の注意を払い、その適正な運営に努めているところであるが、基本的人権にもかかわる問題でもあるので、取扱いの手續、方法、施設等の基本的事項について規定したものである。

第2 教養の徹底

保護が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的対象に直面した場合の判断及びその場における取扱いのいかんによるので、法令等の教養のほか、実務、事例等によつて具体的な取扱いを体得するよう教養を徹底すること。

第3 実施上の留意事項

1 保護の心構え(第2条)

保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権にかかわる問題であるから、的確に行わなければならない。保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもつて当たるよう配慮すること。

2 保護主任者(第3条)

被保護者の監視(動静監視を含む。以下同じ。)の責任は、保護主任者にある。

3 保護の着手(第4条)

(1) 「とりあえず必要な措置」とは、被保護者をとりあえず交番に運ぶ等の応急措置、現場関係者からの事情聴取、家族等への引渡し等、現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいう。特に被保護者が負傷し、疾病若しくは服毒又はその疑いがあるときは、速やかに医師の診察を受けさせること。

(2) 保護カード(訓令別記様式第1号)の作成に当たっては、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる被保護者等情報管理業務(以下「被保護者等情報管理業務」という。)に必要な事項を登録することにより行うものとする。

なお、被保護者等情報管理業務の運用については、別に定める。

4 保護の場所等(第5条)

(1) 保護主任者は、警察官から保護した旨の報告を受けたときは、保護の理由、被保護者の人定、状況等を聴取確認し、

ア 医師による診断の要否

イ 保護場所の指定及び収容の指示

ウ 搬送手段、保護具及び戒具の使用の指揮

エ 家族等へ引き渡すための調査及び手配

オ 引継ぎのための関係機関への連絡

等を保護に着手した警察官、署生活安全課員（署刑事生活安全課員を含む。以下同じ。）又は当直員に指示するとともに、自らも必要な措置を行うこと。

- (2) 駅舎、民家等訓令第5条第1項各号及び第15条に掲げる場所以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することも差し支えないものとする。

5 住所等の確認措置（第5条の2）

- (1) 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、訓令第10条に規定する危険物品等の保管の際に行うよう配慮すること。

- (2) 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケット内の名刺、定期券等により住所等を確認することであり、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、被保護者が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においてはできないことに留意すること。

なお、これらの措置については、他人の目に立たないようにし、被保護者が女子であるときは、やむを得ない場合を除き、女性警察職員又は成年の女子を立ち合わせて行うなど、後に紛議が起こらないよう配慮しなければならない。

6 事故の防止等（第6条から第8条まで）

- (1) 被保護者を搬送する際は、被保護者の身体の安全に十分配慮し、適切と認められる手段・方法により行うものとし、車両を用いる場合は、被保護者の容態の急変等にも対応できるような可能な限り複数の者を従事させるものとする。

- (2) 署等に搬送する被保護者が身体の自由を全く失っている場合又は著しい汚物等が付着している場合は、保護主任者又は現場責任者（従事者の中から最上位の職にある者。同級の場合は先任者）の指揮を受け、保護シートを使用することができるものとする。

- (3) 「行動を抑止するための手段」とは、被保護者の暴行や自傷行為を抑止するために通常被保護者の腕、肩等を抑えるなどの手段をいうが、状況によっては、保護バンド、手錠等を使うこともやむを得ない。これらの手段は、直接身体について行動を制限することであり、特に手錠は、被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう注意するとともに、人目に立たないように配慮するものとする。

- (4) 被保護者を保護室等警察施設において保護する場合は、保護主任者又は保護主任者が指定する者の立会いの下に綿密な観察を行うものとする。

- (5) 被保護者観察表（訓令別記様式第3号）は、保護カードに添付するものとする。

7 監視担当者の指定等（第9条）

- (1) 被保護者の監視は、着手、制圧、搬送、收容、解除等いずれの段階においても確実に実施し、寝息（いびきを含む。）、おう吐、失禁等の容態の変化を把握するものとする。

- (2) 監視担当者は、原則として署生活安全課員又は当直員の中から指定するものとする。

- (3) 監視の方法は、対面による監視又は巡回による監視など直接被保護者を監視する方法で行うことを原則とし、監視用モニターテレビは、これを補完するものとして使用すること。

- (4) 自傷行為がある者又は自殺企図者として把握されている者など特に監視を強化する必要がある被保護者を保護している場合は、原則として対面による監視を行うこと。この場合においては、被保護者の動静をおおむね30分ごとに保護取扱日誌（訓令別記様式第4号）に記録するものとする。

- (5) 被保護者を保護室に收容し、対面による監視を行っていない場合は、原則として30分に1回以上の巡回による監視を行うものとする。ただし、監視用モニターテレビにより被保護者の監視が可能である場合は、60分に1回以上の巡回による監視を行うことで足りる。

- (6) 監視に際しては、被保護者の異常の有無について確認し、異常が疑われる場合は、保護主任者の指揮を受け、必要な措置を講ずること。

- (7) 保護取扱日誌は、保護カードに添付するものとする。

8 危険物及び貴重品の保管（第10条）

- (1) 危険物品の保管に当たっては、被保護者を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、やむを得ないと認められるときは、被保護者に対して危険物品を所持しているかどうか確かめ、所持しているときはこれを保管すること。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によつて確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物品に限ることに配慮しなければならない。
- (2) 保護室に収容する場合における「危険物品」とは、バンド、腰ひも、ネクタイ等のひも類、時計、指輪、ヘヤーピン、ボールペン等の金属類を含むものとする。
- (3) 「紛失し又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」というのは、ポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいう。
- (4) 前(3)の貴重品の保管に当たっては、金庫を活用する等その紛失防止に努めなければならない。

9 かけがね等の使用（第11条）

警職法第3条第1項第1号及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第3条第1項に掲げる被保護者が、暴行、自殺等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあるような場合、警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合又は被保護者が2人以上ある等危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等の使用は避けること。警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、かけがね等を使用しないものとする。

なお、かけがね等には、かけがねのほか、とめがね、おとしがね等軽易な操作によつて使用できるものを含むものとし、南京錠等威圧感を与えたり、鍵を使用しなければ開けられないものを使用してはならないものとする。

10 異常を発見した場合の措置（第12条）

- (1) 「異常」とは、服毒、病気、自傷行為等、直接被保護者の身体に係るもののほか、犯罪事実の発覚、危険物品及び所持禁止物品の発見等、保護過程で問題となる状態を示す。
- (2) 「重大な事故」とは、被保護者の自殺、病気による死亡、保護取扱い中における死傷（軽微なものは含まない。）及び保護室の火災をいう。

11 保護の解除（第12条の2）

- (1) 「保護の解除」とは、被保護者を
 - ア 家族、知人その他の関係者（保護義務を有する者）へ引き渡した場合
 - イ 関係機関へ引き継いだ場合
 - ウ 保護の必要がなくなり、単独で帰したり、刑事手続によつて身柄拘束をした場合をいい、これを行った場合、一時的な応急措置である警察の保護は終了するものとする。
- (2) 警職法による保護の期間は、同法第3条第3項及び4項に規定する保護許可状のある場合を除き、原則として保護着手時から24時間を越えてはならず、保護の必要性がなくなった場合は、直ちに保護を解除しなければならない。

12 関係機関への引継ぎ（第13条）

被保護者の関係機関への引継ぎについては、それぞれの法に基づき引き継ぐことになるが、平素から連絡を密にして連絡体制を確立しておくこと。

13 保護室（第14条及び第15条）

- (1) 「保護室」とは、留置施設以外の場所に設けられ、専ら被保護者を保護するための施設をいう。
- (2) 「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適当であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不適切と認められる者を保護する場合又は迷い子、行方不明者等で保護室の使用になじまない者を保護する場合をいう。その際は、宿直室、休憩室、少年補導室、用務員室、事務室等においても保護できることとする。この場合においては、被保護者を保護するために必要な警察官を指定して保護に当たらせること。

14 保護室の点検等（第14条の2）

保護主任者は、保護室の衛生と環境の整備に努めなければならない。

15 許可状の請求等（第16条）

- (1) 警職法第3条第1項に基づいて保護している場合で、保護を解除することができない場合

は、保護を行った署の所在地を管轄する簡易裁判所に保護期間延長許可状請求書（訓令別記様式第7号）により許可状を請求することになるが、その保護期間は、保護着手から5日間を越えてはならない。

(2) 許可状の請求に当たっては、被保護者の身柄引取人が遠方等のため長時間を要するなど、真にやむを得ない事情を明らかにするとともに、その保護期間の延長は必要最小限度にとどめなければならない。

1.6 知事又は保健所長への通報（第18条）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条に基づく通報要領等は、別に定める。

1.7 同行状による保護室収容等（第19条）

(1) 同行し、又は引致すべき者の中には、その性格、年齢等からみて保護室の使用になじまない者もいるので、これらの者については、少年補導室、宿直室、休憩室等を利用するよう配慮すること。

(2) 前(1)を除き第19条に掲げる者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。